

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	中之条町

## 中之条町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 中之条町 農林課 林業振興係  
所在地 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091  
電話番号 0279-75-8849  
F A X 番号 0279-75-6562  
メールアドレス [ringyou@town.nakanojo.gunma.jp](mailto:ringyou@town.nakanojo.gunma.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	群馬県吾妻郡中之条町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
イノシシ	いも類 (かんしょ)	被害金額	2,170	千円
	稲 (水稻)	被害面積	136	a
	野菜 (なす・白瓜・とまと)			
	飼料作物 (青刈リトウモロコシ)			
	豆類 (花豆)			
	果樹 (梅・ブルーベリー)			
ニホンザル	野菜 (ねぎ・なす・人参・らっきょう・かぼ	被害金額	870	千円
	ちゃ・とまと・トウモロコシ)	被害面積	55	a
	豆類 (大豆)			
	果樹 (桃・梨・りんご・柿)			
	いも類 (かんしょ・ジャガイモ)			
ツキノワグマ	その他 (球根)	被害金額	350	千円
		被害面積	10	a
ニホンジカ	野菜 (白菜・らっきょう)	被害金額	770	千円
	稲 (水稻)	被害面積	76	a
	果樹 (りんご)			
	工芸作物 (こんにやく)			
ニホンカモシカ	野菜 (白菜・大根・きゅうり)	被害金額	740	千円
	稲 (水稻)	被害面積	50	a
	果樹 (りんご)			
	豆類 (小豆)			
タヌキ ハクビシン アライグマ	野菜 (トマト・スイカ・人参・トウモロコシ	被害金額	2,030	千円
	・きゅうり・ほうれん草)	被害面積	158	a
	稲 (水稻)			
	果樹 (メロン)			
	豆類 (大豆)			
	いも類 (かんしょ)			

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	食害をはじめとして掘り起こしや水田の泥浴び、人家の石積破壊や土手の掘り起こしなど、中之条町全域の耕作地で年間を通じて被害が発生している。しかし、電気柵などの対策を講じた農地や地域では、被害が激減している。
ニホンザル	旧中之条地区及び、旧六合地区で少数ではあるが群が確認されており、通年で農作物の食害を中心とした被害が発生している。近年、捕獲や防除活動により被害件数が減少しつつある。
ツキノワグマ	山間地域に生息し、毎年夏から秋にかけて林縁のトウモロコシや果樹などに食害が発生している（被害に関しては他獣種より軽微）。近年では人家周辺にも出没しており引き続き人身被害対策が必要とされる。中之条町では過去に平成18年、19年、22年、26年と人身被害が発生した。
ニホンジカ	山間部を中心に目撃されており、昼間でもハクサイなどの農作物を食べている姿が目撃されている。年々捕獲・被害共に上がりつつあり対策が必要である。
ニホンカモシカ	古くから三国山系に生息し、人家や農地付近では見かけることはなかったが、近年生息数の増加とともに農地に侵入し食害を及ぼすようになった。夏から冬にかけて葉物を食害する。
タヌキ ハクビシン アライグマ	果樹や野菜類の食害を中心に、屋内（屋根裏等・物置等）への侵入、糞害なども発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	金額	面積	金額	面積
イノシシ	2,170 千円	136 a	1519 千円	95.2 a
ニホンザル	870 千円	55 a	609 千円	38.5 a
ツキノワグマ	350 千円	10 a	245 千円	7 a
ニホンジカ	770 千円	76 a	539 千円	53.2 a
ニホンカモシカ	740 千円	50 a	518 千円	35 a
タヌキ・ハクビシン・アライグマ	2,030 千円	158 a	1421 千円	110.6 a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊を組織し有害鳥獣の捕獲にあたっている。捕獲機材については必要に応じて各獣種用捕獲器を導入している。また、くくり罠は国庫交付金事業により購入し、実施隊員へ貸与している。捕獲した鳥獣は衛生センターへの持込みによる焼却処理あるいは埋設処理を行っている。	・年々減少している実施隊員の 人材保持と新たな人材獲得 ・実施隊員の捕獲技術向上に寄 与する指導者の確保
防護柵の設置等に関する取組	被害が顕著な地域で、国庫・県単補助事業による大規模侵入防止柵（電気柵）の設置。個人等の農地は、町単補助による侵入防止柵の設置。国庫・町単補助事業による緩衝帯の設置。放任果樹の町単補助事業による伐倒。食物残渣の適正処理の指導等。 ニホンザルやイノシシ、クマについては、花火等支給し住民による追い払い指導を行っている。	・地域住民の高齢化に伴う購入 力や管理能力の低下
生息環境管理その他の取組	毎年実施している農林業被害調査により、被害のあった住民などから情報を集め、獣生息地や獣ごとの個体数のトレンドをできる限り把握するよう努めている。	・野生動物の生態や自然環境に 配慮した対策の必要性が高まっ ており、鳥獣の習性等知識の普 及など環境保護との調和を図り つつ対策を進める必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

イノシシ	近年の捕獲活動の結果、頭数は減少しているものと推察されるが、イノシシの繁殖能力等を考慮し引き続き電気柵等による防除や捕獲等による警戒を行っていきたい。 また、より効果的な獣害対策のために、ICT 機器を活用する。
ニホンザル	住民による追い払い活動の支援をしつつ、積極的な捕獲活動を行い早期に各群の群れサイズの縮小に取り組む。
ツキノワグマ	地域の住宅や道路周辺等において緩衝地帯を設けるためヤブの刈り払いを行う。また農地や人家周辺に被害防止のため電気柵の設置を行う。 人畜への被害が発生するおそれがある場合は、有害捕獲を行う。
ニホンジカ	集団化すると被害が大きくなるので、篠・笹ヤブなど除去しながら、くくり罠等で捕獲する。
ニホンカモシカ	基本的に防除・追い払い活動で対応する。ただし、上記活動をおこなっているにも関わらず被害を与えている個体を確認できた場合のみ、関係機関と協議の上、個体数調整をおこなう。
ハクビシン タヌキ アライグマ	住宅や農地周辺の食物残渣の適正処理を行いながら、電気柵設置による被害防止をおこなう。また捕獲檻等で積極的捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、中之条町長により任命された鳥獣被害対策実施隊が従事する。わな免許所持者である被害農林事業者等についても、鳥獣被害対策実施隊員として活躍できるよう人材育成に取り組むものとする。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ	鳥獣被害対策実施隊が被害農家・地域住民と連携し、情報の一元化を行うとともに、捕獲機材の導入とその有効利用を行う。 鳥獣被害対策実施隊員の増員を行うため、狩猟免許を取得しようとする者に対して補助を行う。 ICT機器を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
令和6年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ	鳥獣被害対策実施隊が被害農家・地域住民と連携し、情報の一元化を行うとともに、捕獲機材の導入とその有効利用を行う。 鳥獣被害対策実施隊員の増員を行うため、狩猟免許を取得しようとする者に対して補助を行う。 ICT機器を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ	鳥獣被害対策実施隊が被害農家・地域住民と連携し、情報の一元化を行うとともに、捕獲機材の導入とその有効利用を行う。 鳥獣被害対策実施隊員の増員を行うため、狩猟免許を取得しようとする者に対して補助を行う。 ICT機器を活用した効率的な捕獲活動を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲数の推移、生息状況や被害発生状況により、鳥獣毎に年度毎の捕獲計画数を設定するものとする。	
イノシシ	令和3年度は47頭が捕獲され、5カ年平均は170頭となった。捕獲頭数同様、農作物被害も減少傾向にあるものの、一定の被害は依然としてあることから、引き続き警戒が必要である。有害に係る頭数を300頭とする。
ニホンザル	令和3年度は54頭が捕獲され、5カ年平均は136頭となった。農作物などの被害状況は減少傾向にあるものの、一定の被害額があることから引き続き警戒が必要である。有害に係

	る頭数を300頭とする。
ツキノワグマ	例年、農地や人家付近への出没が確認されているが、人畜被害防止のため緊急性がある場合は、捕獲するものとし、捕獲数は設定しない。
ニホンジカ	令和3年度は128頭が捕獲され、5ヵ年平均は101頭となった。近年シカによる被害が増加しているとともに、出没・捕獲数も増加している。有害に係る頭数を300頭とする。
ニホンカモシカ	天然記念物であることから狩猟の対象としてはいないが、農作物に甚大な被害を与える個体のみ、関係機関と協議の上個体数調整を行う。
タヌキ ハクビシン アライグマ	令和3年度はタヌキが67頭、ハクビシンが105頭、アライグマが12頭捕獲された。 5ヵ年平均はタヌキが197頭、ハクビシンが140頭、アライグマが4頭となった。 主に果樹栽培農地や人家付近で被害が発生している。被害金額は減少しているものの、イノシシに次ぐ水準であり、捕獲頭数も平均して多い。 有害に係る頭数をタヌキが300頭、ハクビシンが200頭、アライグマが30頭とする。

#### 年度別捕獲頭数

		R1	R2	R3
イノシシ	有害	200	206	47
	狩猟	164	93	48
	計	364	299	95
ニホンザル	有害	259	167	54
ツキノワグマ	有害	113	134	44
	狩猟	6	4	5
	計	119	138	49
ニホンジカ	有害	92	143	128
	狩猟	38	40	60
	計	130	183	188
ニホンカモシカ	有害	0	0	0
タヌキ	有害	273	162	67
	狩猟	92	61	26
	計	365	223	93
ハクビシン	有害	150	171	105
	狩猟	15	10	15
	計	165	181	120

アライグマ	有害	3	0	12
	狩猟	0	1	1
	計	3	1	13

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
タヌキ	300頭	300頭	300頭
ハクビシン	200頭	200頭	200頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
野生鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める鳥獣保護管理計画の方針に基づき実施してきたところである。	
イノシシ	農地被害はもとより人家周辺の被害も発生しており、通年被害報告が絶えない。捕獲の時期としては、4月、5月、6月が出産期にあたるため、この時期を中心に通年捕獲を行う。
ニホンザル	農作物被害はもとより人家被害も通年続発している。基本的には捕獲檻を使用し駆除を行う。
ツキノワグマ	人畜への被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲をおこなう。
ニホンジカ	4月頃から11月頃主に葉物栽培農地の被害が発生しているため、この付近で捕獲を行う。
ニホンカモシカ	天然記念物であることから狩猟の対象としてはいないが、農作物に甚大な被害を与える個体のみ、関係機関と協議の上個体数調整を行う。
ハクビシン タヌキ アライグマ	果樹等栽培地付近での被害が多くあり、この地域での通年捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。



ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃刀法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃による捕獲については該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
ニホンザル	侵入防止柵 3,000m	侵入防止柵 3,000m	侵入防止柵 3,000m
ツキノワグマ	(ネット)	(ネット)	(ネット)
ニホンジカ			
ニホンカモシカ			
タヌキ			
ハクビシン			
アライグマ			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ	定期的な見回りや下草刈り等により、正常に機能するよう管理する。	定期的な見回りや下草刈り等により、正常に機能するよう管理する。	定期的な見回りや下草刈り等により、正常に機能するよう管理する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地や藪を住民主体で整備するための援助や体制を整える。</li> <li>・放任された果樹の撤去や食物残渣の適正処理を促進する。</li> <li>・住民が主体となって追い払いや捕獲ができるように資材を提供する。</li> <li>・わな免許取得を奨励し、助成金などの支援を行う。</li> <li>・町のホームページなどで、獣害防止に関する知識を普及する。</li> </ul>
令和6年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地や藪を住民主体で整備するための援助や体制を整える。</li> <li>・放任された果樹の撤去や食物残渣の適正処理を促進する。</li> <li>・住民が主体となって追い払いや捕獲ができるように資材を提供する。</li> <li>・わな免許取得を奨励し、助成金などの支援を行う。</li> <li>・町のホームページなどで、獣害防止に関する知識を普及する。</li> </ul>
令和7年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ ニホンカモシカ タヌキ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地や藪を住民主体で整備するための援助や体制を整える。</li> <li>・放任された果樹の撤去や食物残渣の適正処理を促進する。</li> <li>・住民が主体となって追い払いや捕獲ができるように資材を提供する。</li> <li>・わな免許取得を奨励し、助成金などの支援を行う。</li> </ul>

	アライグマ	・町のホームページなどで、獣害防止に関する知識を普及する。
--	-------	-------------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

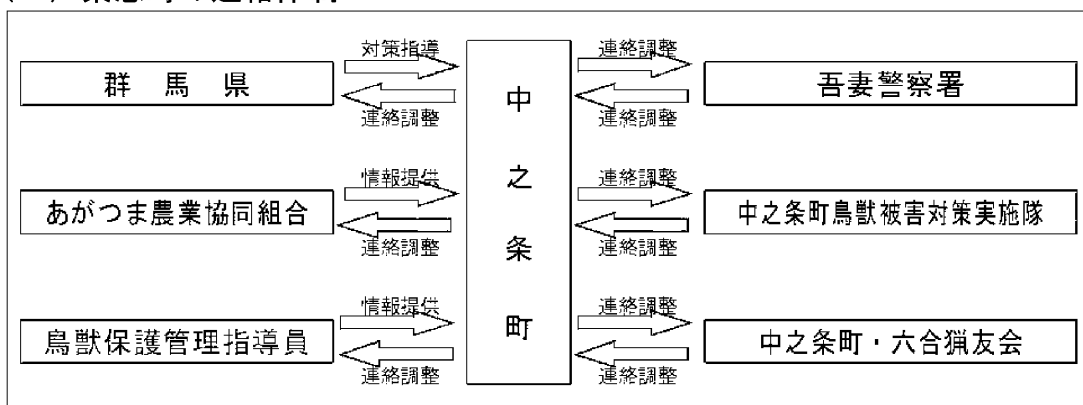
## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
群馬県	各関係機関との連絡・調整、対応の指導
中之条町農林課	住民の安全確保、各関係機関との連絡・調整
あがつま農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
吾妻警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
中之条町鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲体制整備
中之条町猟友会	地域巡回、情報収集・提供、実施隊への参加
六合猟友会	地域巡回、情報収集・提供、実施隊への参加
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報収集・提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、捕獲者が吾妻東部衛生センターに搬入し焼却処理を行う。捕獲箇所や

重量等の理由で運搬が困難な場合、現場での埋設処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルは学術研究のため、群馬県立自然史博物館等の関係機関に対して、検体の提出を必要に応じ行っている。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中之条町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
中之条町	1.協議会の運営 2.実施隊・捕獲隊の指導 3.被害農林従事者や地域の指導
中之条町議会 (産業建設常任委員長)	町民からの要望等集約、報告
吾妻森林管理署	1.国有林被害の報告と民有地境界の被害状況の調査と報告

	2.有害鳥獣捕獲と林縁の環境整備事業実施のための立ち入り等簡素化検討
あがつま農業協同組合	被害農家の集約と指導、被害情報の提供
吾妻森林組合	森林内の被害状況を把握し報告と対策
中之条町鳥獣被害対策実施隊	1.対象鳥獣の情報提供 2.対象鳥獣の捕獲 3.地域の環境整備指導
地域の獣害対策組合等	町や実施隊・捕獲隊、地域と連携し、被害防御や環境整備を行う

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
別紙組織図のとおり	
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は90人程度で、中之条町有害鳥獣捕獲隊の隊員のうち被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者として、特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」を任命し、担当する地域の対象鳥獣7種類（イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ）の捕獲を担うこととする。

なお、実施隊員のうちわな免許を有する者は、捕獲檻の管理等を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

わな免許所有の捕獲隊員を増員するため、狩猟免許取得を奨励し助成も行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣対策については、その生態の研究と共通認識が重要なため、恒常的に研究会を開催し研鑽に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

# 中之条町有害鳥獣対策の組織図

